

別表 1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者	役職・氏名		
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名
担 当 者 の 任 務			
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・ 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 		
防火担当責任者 火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などに基づき、チェックし防火管理者に報告する。 		
従 業 員 等 の 注 意 事 項			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 2. 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと 3. 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4. 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5. 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6. 死角とする廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7. 危険物品を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8. 異常事態が発生したときは、防火管理者の承認を得ること。 9. 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10. 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11. 電気、ガスなど火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12. 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。 13. その他 _____ _____ _____ _____ 			

